

令和6年11月岡山県議会定例会追加提出予定案件

令和6年12月12日

件 名	内 容		
1 予算案件 (7)	(単位：千円)		
会 計 名	補正前の額	補正予算額	計
一般会計 令和6年度岡山県一般会計補正予算 (第5号)	754,393,571	31,120,945	785,514,516
特別会計 令和6年度岡山県国民健康保険事業特別会計補正予算 (第1号)	168,410,283	1,630	168,411,913
令和6年度岡山県営食肉地方卸売市場特別会計補正予算 (第1号)	1,007,621	1,799	1,009,420
令和6年度岡山県造林事業等特別会計補正予算 (第1号)	32,253,504	251	32,253,755
企業会計 令和6年度岡山県営電気事業会計補正予算 (第1号)	4,395,529	16,137	4,411,666
令和6年度岡山県営工業用水道事業会計補正予算 (第1号)	6,317,319	16,958	6,334,277
令和6年度岡山県流域下水道事業会計補正予算 (第1号)	9,140,889	201,349	9,342,238
2 条例案件 (1)	別紙のとおり		

題 名	提 案 課	概 要																												
岡山県職員給与条例等の一部を改正する条例	人 事 課	<p>令和6年10月7日付け職員の給与等に関する人事委員会の勧告等に鑑み、給料月額、初任給調整手当の最高支給限度額、寒冷地手当の支給月額並びに期末手当及び勤勉手当の支給割合を改定する等所要の改正を行うものである。</p> <p>【主な内容】</p> <p>1 岡山県職員給与条例の一部改正</p> <p>(1) 給料月額の改定 現行の給料表を人事委員会勧告のとおり改める。</p> <p>(2) 初任給調整手当の改定 初任給調整手当の最高支給限度額を次のように改める。</p> <table border="1" data-bbox="564 947 1407 1238"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区 分</th> <th colspan="2">月 額</th> </tr> <tr> <th>現 行</th> <th>改 定 後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>行政職給料表又は医療職給料表（一）の適用を受ける医師及び歯科医師</td> <td>415,600円</td> <td>416,600円</td> </tr> <tr> <td>行政職給料表及び医療職給料表（一）以外の給料表の適用を受ける医師及び歯科医師</td> <td>51,100円</td> <td>51,600円</td> </tr> </tbody> </table> <p>(3) 寒冷地手当の改定 ア 寒冷地手当の支給額を次のように改める。</p> <table border="1" data-bbox="564 1375 1407 1639"> <thead> <tr> <th colspan="2" rowspan="2">区 分</th> <th colspan="2">月 額</th> </tr> <tr> <th>現 行</th> <th>改 定 後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">世帯主である職員</td> <td>扶養親族のある職員</td> <td>17,800円</td> <td>19,800円</td> </tr> <tr> <td>その他の世帯主である職員</td> <td>10,200円</td> <td>11,400円</td> </tr> <tr> <td colspan="2">その他の職員</td> <td>7,360円</td> <td>8,200円</td> </tr> </tbody> </table> <p>イ 寒冷地手当を支給される職員の要件から、寒冷地又は人事委員会規則で定める区域に居住するものであることの要件を除くこととする。</p> <p>(4) 期末手当及び勤勉手当の改定 ア 令和6年度の期末手当及び勤勉手当の支給割合 令和6年12月の期末手当及び勤勉手当の支給割合を次のように改める。（（ ）内は、特定幹部職員の支給割合）</p>	区 分	月 額		現 行	改 定 後	行政職給料表又は医療職給料表（一）の適用を受ける医師及び歯科医師	415,600円	416,600円	行政職給料表及び医療職給料表（一）以外の給料表の適用を受ける医師及び歯科医師	51,100円	51,600円	区 分		月 額		現 行	改 定 後	世帯主である職員	扶養親族のある職員	17,800円	19,800円	その他の世帯主である職員	10,200円	11,400円	その他の職員		7,360円	8,200円
区 分	月 額																													
	現 行	改 定 後																												
行政職給料表又は医療職給料表（一）の適用を受ける医師及び歯科医師	415,600円	416,600円																												
行政職給料表及び医療職給料表（一）以外の給料表の適用を受ける医師及び歯科医師	51,100円	51,600円																												
区 分		月 額																												
		現 行	改 定 後																											
世帯主である職員	扶養親族のある職員	17,800円	19,800円																											
	その他の世帯主である職員	10,200円	11,400円																											
その他の職員		7,360円	8,200円																											

題 名	提 案 課	概 要																																				
		<p>(7) 定年前再任用短時間勤務職員以外の職員</p> <table border="1" data-bbox="673 499 1243 750"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>現 行</th> <th>改 定 後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>期末手当</td> <td>100分の122.5 (100分の102.5)</td> <td>100分の127.5 (100分の107.5)</td> </tr> <tr> <td>勤勉手当</td> <td>100分の102.5 (100分の122.5)</td> <td>100分の107.5 (100分の127.5)</td> </tr> </tbody> </table> <p>(イ) 定年前再任用短時間勤務職員</p> <table border="1" data-bbox="673 848 1243 1099"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>現 行</th> <th>改 定 後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>期末手当</td> <td>100分の68.75 (100分の58.75)</td> <td>100分の71.25 (100分の61.25)</td> </tr> <tr> <td>勤勉手当</td> <td>100分の48.75 (100分の58.75)</td> <td>100分の51.25 (100分の61.25)</td> </tr> </tbody> </table> <p>イ 令和7年度以降の期末手当及び勤勉手当の支給割合 期末手当及び勤勉手当の支給割合を次のように改める。(() 内 は、特定幹部職員の支給割合)</p> <p>(7) 定年前再任用短時間勤務職員以外の職員</p> <table border="1" data-bbox="673 1350 1351 1792"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>支給期</th> <th>令和6年度</th> <th>令和7年度以降</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">期末手当</td> <td>6月</td> <td>100分の122.5 (100分の102.5)</td> <td>100分の125 (100分の105)</td> </tr> <tr> <td>12月</td> <td>100分の127.5 (100分の107.5)</td> <td>100分の125 (100分の105)</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">勤勉手当</td> <td>6月</td> <td>100分の102.5 (100分の122.5)</td> <td>100分の105 (100分の125)</td> </tr> <tr> <td>12月</td> <td>100分の107.5 (100分の127.5)</td> <td>100分の105 (100分の125)</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	現 行	改 定 後	期末手当	100分の122.5 (100分の102.5)	100分の127.5 (100分の107.5)	勤勉手当	100分の102.5 (100分の122.5)	100分の107.5 (100分の127.5)	区 分	現 行	改 定 後	期末手当	100分の68.75 (100分の58.75)	100分の71.25 (100分の61.25)	勤勉手当	100分の48.75 (100分の58.75)	100分の51.25 (100分の61.25)	区 分	支給期	令和6年度	令和7年度以降	期末手当	6月	100分の122.5 (100分の102.5)	100分の125 (100分の105)	12月	100分の127.5 (100分の107.5)	100分の125 (100分の105)	勤勉手当	6月	100分の102.5 (100分の122.5)	100分の105 (100分の125)	12月	100分の107.5 (100分の127.5)	100分の105 (100分の125)
区 分	現 行	改 定 後																																				
期末手当	100分の122.5 (100分の102.5)	100分の127.5 (100分の107.5)																																				
勤勉手当	100分の102.5 (100分の122.5)	100分の107.5 (100分の127.5)																																				
区 分	現 行	改 定 後																																				
期末手当	100分の68.75 (100分の58.75)	100分の71.25 (100分の61.25)																																				
勤勉手当	100分の48.75 (100分の58.75)	100分の51.25 (100分の61.25)																																				
区 分	支給期	令和6年度	令和7年度以降																																			
期末手当	6月	100分の122.5 (100分の102.5)	100分の125 (100分の105)																																			
	12月	100分の127.5 (100分の107.5)	100分の125 (100分の105)																																			
勤勉手当	6月	100分の102.5 (100分の122.5)	100分の105 (100分の125)																																			
	12月	100分の107.5 (100分の127.5)	100分の105 (100分の125)																																			

題 名	提 案 課	概 要																															
		<p>(イ) 定年前再任用短時間勤務職員</p> <table border="1" data-bbox="673 477 1353 927"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>支給期</th> <th>令和6年度</th> <th>令和7年度以降</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">期末手当</td> <td>6月</td> <td>100分の68.75 (100分の58.75)</td> <td>100分の70 (100分の60)</td> </tr> <tr> <td>12月</td> <td>100分の71.25 (100分の61.25)</td> <td>100分の70 (100分の60)</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">勤勉手当</td> <td>6月</td> <td>100分の48.75 (100分の58.75)</td> <td>100分の50 (100分の60)</td> </tr> <tr> <td>12月</td> <td>100分の51.25 (100分の61.25)</td> <td>100分の50 (100分の60)</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 岡山県職員特殊勤務手当支給条例の一部改正 社会福祉業務従事職員の特殊勤務手当のうち、児童相談所に勤務する職員に係るものの支給対象となる業務に児童の保護者に直接接して行う相談又は指導の業務を加える。</p> <p>3 岡山県費負担教職員の給与等に関する条例の一部改正 現行の給料表を人事委員会勧告のとおり改める。</p> <p>4 知事等の給与及び旅費に関する条例の一部改正</p> <p>(1) 令和6年度の期末手当の支給割合の改定 令和6年12月の期末手当の支給割合を次のように改める。</p> <table border="1" data-bbox="619 1426 1053 1561"> <thead> <tr> <th>現 行</th> <th>改 定 後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>100分の170</td> <td>100分の175</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 令和7年度以降の期末手当の支給割合の改定 期末手当の支給割合を次のように改める。</p> <table border="1" data-bbox="619 1709 1161 1910"> <thead> <tr> <th>支給期</th> <th>令和6年度</th> <th>令和7年度以降</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>6月</td> <td>100分の170</td> <td>100分の172.5</td> </tr> <tr> <td>12月</td> <td>100分の175</td> <td>100分の172.5</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	支給期	令和6年度	令和7年度以降	期末手当	6月	100分の68.75 (100分の58.75)	100分の70 (100分の60)	12月	100分の71.25 (100分の61.25)	100分の70 (100分の60)	勤勉手当	6月	100分の48.75 (100分の58.75)	100分の50 (100分の60)	12月	100分の51.25 (100分の61.25)	100分の50 (100分の60)	現 行	改 定 後	100分の170	100分の175	支給期	令和6年度	令和7年度以降	6月	100分の170	100分の172.5	12月	100分の175	100分の172.5
区 分	支給期	令和6年度	令和7年度以降																														
期末手当	6月	100分の68.75 (100分の58.75)	100分の70 (100分の60)																														
	12月	100分の71.25 (100分の61.25)	100分の70 (100分の60)																														
勤勉手当	6月	100分の48.75 (100分の58.75)	100分の50 (100分の60)																														
	12月	100分の51.25 (100分の61.25)	100分の50 (100分の60)																														
現 行	改 定 後																																
100分の170	100分の175																																
支給期	令和6年度	令和7年度以降																															
6月	100分の170	100分の172.5																															
12月	100分の175	100分の172.5																															

題 名	提 案 課	概 要																	
		<p>5 一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正</p> <p>(1) 給料月額の変定 現行の給料表を人事委員会勧告のとおり改める。</p> <p>(2) 令和6年度の期末手当の支給割合の変定 令和6年12月の期末手当の支給割合を次のように改める。</p> <table border="1" data-bbox="619 698 1053 835"> <thead> <tr> <th>現 行</th> <th>改 定 後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>100分の170</td> <td>100分の175</td> </tr> </tbody> </table> <p>6 一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の一部改正</p> <p>(1) 給料月額の変定 現行の給料表を人事委員会勧告のとおり改める。</p> <p>(2) 期末手当の変定</p> <p>ア 令和6年度の期末手当の支給割合 令和6年12月の期末手当の支給割合を次のように改める。</p> <table border="1" data-bbox="646 1182 1080 1319"> <thead> <tr> <th>現 行</th> <th>改 定 後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>100分の170</td> <td>100分の175</td> </tr> </tbody> </table> <p>イ 令和7年度以降の期末手当の支給割合 期末手当の支給割合を次のように改める。</p> <table border="1" data-bbox="646 1464 1189 1668"> <thead> <tr> <th>支給期</th> <th>令和6年度</th> <th>令和7年度以降</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>6月</td> <td>100分の170</td> <td>100分の172.5</td> </tr> <tr> <td>12月</td> <td>100分の175</td> <td>100分の172.5</td> </tr> </tbody> </table> <p>7 岡山県短時間勤務会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正</p> <p>(1) 基本報酬の額に係る時間単価額の上限額の変定 現行の基本報酬の額に係る時間単価額の上限額を次のように改める。</p>	現 行	改 定 後	100分の170	100分の175	現 行	改 定 後	100分の170	100分の175	支給期	令和6年度	令和7年度以降	6月	100分の170	100分の172.5	12月	100分の175	100分の172.5
現 行	改 定 後																		
100分の170	100分の175																		
現 行	改 定 後																		
100分の170	100分の175																		
支給期	令和6年度	令和7年度以降																	
6月	100分の170	100分の172.5																	
12月	100分の175	100分の172.5																	

題 名	提 案 課	概 要																																											
		<table border="1" data-bbox="619 450 999 983"> <thead> <tr> <th>職種</th> <th>上限額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>事務職</td> <td>1,590円</td> </tr> <tr> <td>教育職（一）</td> <td>1,700円</td> </tr> <tr> <td>教育職（二）</td> <td>1,700円</td> </tr> <tr> <td>研究職</td> <td>1,690円</td> </tr> <tr> <td>医療職（一）</td> <td>2,200円</td> </tr> <tr> <td>医療職（二）</td> <td>1,560円</td> </tr> <tr> <td>医療職（三）</td> <td>1,800円</td> </tr> </tbody> </table> <p data-bbox="582 1019 1286 1055">(2) 令和6年度の期末手当及び勤勉手当の支給割合の改定</p> <p data-bbox="603 1068 1473 1151">令和6年12月の期末手当及び勤勉手当の支給割合を次のように改める。</p> <table border="1" data-bbox="619 1182 1190 1384"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>現 行</th> <th>改 定 後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>期末手当</td> <td>100分の122.5</td> <td>100分の127.5</td> </tr> <tr> <td>勤勉手当</td> <td>100分の102.5</td> <td>100分の107.5</td> </tr> </tbody> </table> <p data-bbox="582 1420 1345 1453">(3) 令和7年度以降の期末手当及び勤勉手当の支給割合の改定</p> <p data-bbox="630 1467 1299 1503">期末手当及び勤勉手当の支給割合を次のように改める。</p> <table border="1" data-bbox="619 1534 1299 1868"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>支給期</th> <th>令和6年度</th> <th>令和7年度以降</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">期末手当</td> <td>6月</td> <td>100分の122.5</td> <td>100分の125</td> </tr> <tr> <td>12月</td> <td>100分の127.5</td> <td>100分の125</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">勤勉手当</td> <td>6月</td> <td>100分の102.5</td> <td>100分の105</td> </tr> <tr> <td>12月</td> <td>100分の107.5</td> <td>100分の105</td> </tr> </tbody> </table> <p data-bbox="555 1901 1402 1935">8 岡山県会計年度任用職員の給与及び旅費に関する条例の一部改正</p> <p data-bbox="582 1948 879 1984">(1) 給料の上限額の改定</p>	職種	上限額	事務職	1,590円	教育職（一）	1,700円	教育職（二）	1,700円	研究職	1,690円	医療職（一）	2,200円	医療職（二）	1,560円	医療職（三）	1,800円	区 分	現 行	改 定 後	期末手当	100分の122.5	100分の127.5	勤勉手当	100分の102.5	100分の107.5	区 分	支給期	令和6年度	令和7年度以降	期末手当	6月	100分の122.5	100分の125	12月	100分の127.5	100分の125	勤勉手当	6月	100分の102.5	100分の105	12月	100分の107.5	100分の105
職種	上限額																																												
事務職	1,590円																																												
教育職（一）	1,700円																																												
教育職（二）	1,700円																																												
研究職	1,690円																																												
医療職（一）	2,200円																																												
医療職（二）	1,560円																																												
医療職（三）	1,800円																																												
区 分	現 行	改 定 後																																											
期末手当	100分の122.5	100分の127.5																																											
勤勉手当	100分の102.5	100分の107.5																																											
区 分	支給期	令和6年度	令和7年度以降																																										
期末手当	6月	100分の122.5	100分の125																																										
	12月	100分の127.5	100分の125																																										
勤勉手当	6月	100分の102.5	100分の105																																										
	12月	100分の107.5	100分の105																																										

題 名	提 案 課	概 要																																											
		<p>現行の給料の上限額を次のように改める。</p> <table border="1" data-bbox="619 499 999 1032"> <thead> <tr> <th>職種</th> <th>上限額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>事務職</td> <td>257,600円</td> </tr> <tr> <td>教育職（一）</td> <td>276,600円</td> </tr> <tr> <td>教育職（二）</td> <td>275,900円</td> </tr> <tr> <td>研究職</td> <td>273,700円</td> </tr> <tr> <td>医療職（一）</td> <td>357,200円</td> </tr> <tr> <td>医療職（二）</td> <td>252,700円</td> </tr> <tr> <td>医療職（三）</td> <td>291,400円</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 令和6年度の期末手当及び勤勉手当の支給割合の改定 令和6年12月の期末手当及び勤勉手当の支給割合を次のように改める。</p> <table border="1" data-bbox="619 1234 1190 1435"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>現 行</th> <th>改 定 後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>期末手当</td> <td>100分の122.5</td> <td>100分の127.5</td> </tr> <tr> <td>勤勉手当</td> <td>100分の102.5</td> <td>100分の107.5</td> </tr> </tbody> </table> <p>(3) 令和7年度以降の期末手当及び勤勉手当の支給割合の改定 期末手当及び勤勉手当の支給割合を次のように改める。</p> <table border="1" data-bbox="619 1585 1299 1917"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>支給期</th> <th>令和6年度</th> <th>令和7年度以降</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">期末手当</td> <td>6月</td> <td>100分の122.5</td> <td>100分の125</td> </tr> <tr> <td>12月</td> <td>100分の127.5</td> <td>100分の125</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">勤勉手当</td> <td>6月</td> <td>100分の102.5</td> <td>100分の105</td> </tr> <tr> <td>12月</td> <td>100分の107.5</td> <td>100分の105</td> </tr> </tbody> </table> <p>9 その他規定の整備を行う。</p>	職種	上限額	事務職	257,600円	教育職（一）	276,600円	教育職（二）	275,900円	研究職	273,700円	医療職（一）	357,200円	医療職（二）	252,700円	医療職（三）	291,400円	区 分	現 行	改 定 後	期末手当	100分の122.5	100分の127.5	勤勉手当	100分の102.5	100分の107.5	区 分	支給期	令和6年度	令和7年度以降	期末手当	6月	100分の122.5	100分の125	12月	100分の127.5	100分の125	勤勉手当	6月	100分の102.5	100分の105	12月	100分の107.5	100分の105
職種	上限額																																												
事務職	257,600円																																												
教育職（一）	276,600円																																												
教育職（二）	275,900円																																												
研究職	273,700円																																												
医療職（一）	357,200円																																												
医療職（二）	252,700円																																												
医療職（三）	291,400円																																												
区 分	現 行	改 定 後																																											
期末手当	100分の122.5	100分の127.5																																											
勤勉手当	100分の102.5	100分の107.5																																											
区 分	支給期	令和6年度	令和7年度以降																																										
期末手当	6月	100分の122.5	100分の125																																										
	12月	100分の127.5	100分の125																																										
勤勉手当	6月	100分の102.5	100分の105																																										
	12月	100分の107.5	100分の105																																										

令和6年11月岡山県議会定例会追加提案予定条例

(No. 7)

題 名	提 案 課	概 要
		<p>10 施行期日等</p> <p>(1) この条例は、公布の日（1(3)イ及び(4)イ、2、4(2)、6(2)イ、7(3)並びに8(3)は、令和7年4月1日）から施行する。</p> <p>(2) 1(1)、(2)及び(3)ア、3、5(1)、6(1)、7(1)並びに8(1)は令和6年4月1日から、1(4)ア、4(1)、5(2)、6(2)ア、7(2)及び8(2)は同年12月1日から適用する。</p>